

文化財防災センターの活動状況と今後の課題

国立文化財機構文化財防災センター
小谷 竜介

国立文化財機構本部に文化財防災センターが設立されて2年が経過した。災害時に文化財の被害を減らすとともに、被害を受けたとしても最小限に抑える、そのための体制を整える、という当センターのミッションは、一朝一夕に作り上げられるものではない。蝸牛の歩みではあるが、実現に向けて一步一步進んでいる状況にある。今回は、そうした当センターの歩みを振り返りつつ、徐々に見えてきた当センターの目指すべきビジョンについて紹介させていただきたい。

文化財防災センターが対象とする文化財

国立文化財機構文化財防災センター（以下、文化財防災センターないし当センター）は、2011年の東日本大震災時に、文化庁の提唱により実施された東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（通称文化財レスキュー事業）を担った被災文化財等救援委員会に端を発し、文化財防災ネットワークし新事業（以下、推進事業）を経て、2020年に設立された。被災文化財等救援委員会は、事務局を担った東京文化財研究所を中心に、国立文化財機構や国立美術館、日本博物館協会といった業界組織、文化財保存修復学会や文化財科学会といった学会、国宝修理装こう師連盟などの修理技術者の組織、歴史資料ネットワークなどの史料ネットが参加しており、美術工芸品を中心とした動産文化財に関わる多様な関係者によって構成されていた。これは、文化財レスキュー事業自体が動産文化財を対象とした事業であったことに由来する。この救援委員会を引き継いだ文化財防災ネットワーク推進事業（以下推進事業とする）では、動産文化財のネットワークである救援委員会構成団体を中心に、文化財の防災体制の構築を目

指していた。

文化財防災センター設立の経緯としては、文化財防災事業を担う組織の常設化があげられる。同時に、2019年のノートルダム寺院火災、そして首里城火災と相次いだ文化財火災も契機となっている。そのために全文化財類型の防災に取り組むということを旨としている。そこで、文化財防災センター設立後は動産文化財以外にも、不動産および無形の文化財の防災体制の構築に力を入れて取り組んできている。建造物については、日本建築学会、日本建築士会連合会、日本建築家協会、土木学会との間で災害発生時の歴史的建造物調査等事業に係る協定を2022年3月に締結し、災害発生時に被災建造物の調査事業を、当センターを窓口を実施していくこととなった。

史跡名勝天然記念物ほか土地に関わる文化財については、現在検討が始まったばかりであり、課題の抽出などに取り組んでいる。数年内には何かしらそれらの防災に係る取り組みを公表していく方針である。

無形の文化財に対しては、無形文化遺産防災に係る有識者会議を立ち上げ、2021年度を通して、無形の防災の取り組みについて議論をいただき、当センターとして取り組むべき事項について方向性を示していただいた。現在、この方向性に基づき無形文化遺産の防災に関わる事業を進めている。

文化財は、文化財類型ごとに評価をされるものではあるが、地域に存在している文化財は、単独で存在しているわけではなく、文化財類型を横断して、多様な種類の文化財が関わり合って存在している。そうした文化財を災害から護るためには、複合的な視点が欠かせない。こうした点についても文化財防災センターとしても

示していきたい。

文化財リスクマネジメント

多様な文化財の防災を実現するための基礎的な取り組みとして、文化財リスクマネジメント研究を進めている。リスクマネジメント研究は大きく二つの側面からの取り組みとなる。一つがリスク調査である。様々な文化財の被災に関する情報を収集し、その対処法について、過去の災害対応事例から探る取り組みである。例えば、2016年の熊本地震において、建造物や古文書、史跡などがどのような状態にあり、どのような被害を受け、どのような対応が行われたのか、ということを具体的にリストアップし、整理を行う、という作業を行っている。こうした作業を繰り返すことにより、最終的には、文化財のリスクの全体図を作成し、リスク要因ごと、またはリスクが作り出す文化財への被害という面から整理を行っていく予定にしている。

同時に、こうして見出された文化財のリスクを低減させるための技術開発を進めていく。取り組み自体をはじめたばかりの現在は、リスク調査に基づくものではないが、災害時の収蔵環境をテーマに数年かけて課題を整理し、一定の知見を見出す計画である。同時に時宜を得た研究も並行しながら、平時の防災、災害時の対応の両面について充実させていくものである。

地域防災体制の確立への歩み

文化財防災センターでは、推進事業以来、国立文化財機構の各施設に担当ブロックを割り当て、都道府県を単位とした地域防災体制の構築を、都道府県文化財主管課と協業していくこととした。この体制は当センターにも引継がれ、各施設に配置された職員がその任にあたっている。地域防災体制は、域内の多様な文化財の関係者、所有者や無形の保持者は当然として、博物館や美術館、図書館などの施設、大学などに在籍する歴史学者などの文化財に関わる研究者、地域学会などと連携し、災害時に対応できる体制づくりの支援に力を入れている。

2018年の文化財保護法改正により、市町村

による文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）の策定及び認定と、当該市町村を管内とする都道府県による文化財保存活用大綱の策定が求められることとなった。域内共通の基盤となる大綱および、具体的なアクションプランである地域計画では、地域総掛かりでの文化財保護がうたわれ、地域（市町村）にある、未指定も含めた文化財を把握し、保護していこうという取り組みが求められている。それは、当センターが取り組む、未指定文化財も含めたあらゆる文化財の防災を実現するための枠組にもなるものでもある。

文化財保護法の改正により策定される大綱、地域計画は、当センターが進める地域防災体制の推進に合致したものといえる。残念ながら、当センターの設立が、都道府県による大綱策定と同時であったこともあり、現在の大綱に十分反映されたものではない。大綱、地域計画は永続的なものではなく、一定年数ごとに改定が求められていることから、その動きを見据えて我々の取り組みを進めていく必要がある。そのため、当センター発足以来、まずは大綱の分析に取り組んでおり、先進的な取り組みの抽出を行っている。この成果については、近々公表したいと考えている。

また、防災の対象となる文化財についても、指定文化財はリスト化されているが、未指定文化財の掘り起こしとリスト化は、前提となる調査の主体である市町村の取り組みに温度差があり、課題となっている。特に住民も参加する地域の文化財を掘り起こす取り組みは、文化財の価値や災害に対する脆弱性を把握する機会にもなり得ることから、防災という観点からも意義があるものと考えている。当センターとしても、こうした地域の文化財調査に対してモデル事業の実施などを検討する必要があると考えている。

レジリエントな地域社会に資する文化財防災を目指して

最後に、文化財防災センターの今後のビジョンについて記したい。文化財を防災するという

ことは、文化財保護に関わる人たちにとっては自明のことである。それは、文化財が存在しているということ、それ自体がその地域の歴史文化を明確に示しているためである。こうした捉え方は必ずしも裾野広く知れ渡っているわけではない。

文化財防災センター長の高妻は、文化財もまた、社会に欠くことのできない社会インフラになるのではないかとしたうえで、「地域の文化財」が社会インフラとして位置づけられるためには、地域住民が「地域の文化財」が自分たちの大切な存在として地域の中に息づいている事を認識する必要がある」とし、その上で「行政として地域の文化財のリストを作成するだけでなく、「文化財とは？」という根源的な問いかけを学校教育や社会教育等を通しておこない、「地域の文化財」に対する意識を高めていく必要があろう」（高妻 2022：p.52）と述べている。そして、こうした文化財への理解がひろがることで、「持続可能な開発目標（SDGs）」における「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する」という「目標11」を達成するため、社会インフラとしての文化財を位置づけていく

ことを提起している（高妻 2022：p.53）。当センターでは、この考えを受けて、文化財防災スパイラル（高妻 2022：p.51）という考えにもとづき、過去の災害対応を踏まえ、技術開発に基づいたよりよい文化財の復興をめざしたい。こうした考え方は、BBB（ビルドバックベター）といわれ、近年の定義では、「災害後の復旧・リハビリ・復興フェーズを利用して、物理的インフラや社会システムの復元および、生活・経済・環境の再生に、災害リスク軽減策を統合することで、国家や社会の回復力を高めること」（<https://www.preventionweb.net/terminology/build-back-better>（最終閲覧2022/10/24））とされる。まさに文化財が、より広範な復興に資することを通して、地域社会の強靱性（レジリエンス）を担保する。こうした文化財防災を実現していきたいと考えている。

【参考文献】

高妻洋成「文化財を災害からまもる—文化財防災スパイラルによる文化財の継承—」『ベース設計資料』190：51-54，建設工業調査会（2022）